

# 日本スポーツリハビリテーション学会

## トレーナー 認定制度

### (2021 年度)

#### ■日本スポーツリハビリテーション学会認定トレーナー資格とは

日本スポーツリハビリテーション学会が公認する資格で、スポーツ傷害者及び運動器疾患者を医学的な知識と技術によって支援する専門技術者です。スポーツ関連や福祉関連などの様々な場面で活躍できる資格です。

具体的には、運動器疾患（スポーツ傷害）の発生あるいは疾患の再発予防を健康科学的な知識と技術によって支援する専門技術者を認定するための資格制度です。特に健康科学的側面から障害（傷害）予防、疾患の再発予防を目的とした適切なトレーニングやコンディショニングを指導できる技術者を養成かつ認定することを目的としています。

日本スポーツリハビリテーション学会認定トレーナーの称号は、本学会の受験資格を有し認定試験に合格した者に授与されます。

各学校（科）には、養成課程主任教員を1名配置し、養成課程主任教員が教務上及び教学上の業務を統括します。

#### ■認定試験受験資格を得るには

##### 本学会の認定トレーナー養成セミナーを利用する方法

本学会の会員で60時間以上のセミナーを受講すると「本学会認定トレーナー」の認定試験を受ける資格が得られます。

セミナーは、不定期に随時開催されますので本学会ホームページなどから、セミナーの内容、開催日程、場所を確認し、お申し込み下さい。

##### 本学会の養成課程認定制度を利用する方法

本学会より、トレーナー養成課程の承認を受けた養成校及び養成機関において所定の科目（科目名は各校において異なります）を履修済みであり、卒業したものあるいは卒業見込みであれば認定試験を受けることができます。

※認定校制度の項目を参照

## ■認定試験に合格すると

- ①本学会から「認定トレーナー」の称号が授与されます。
- ②受講した科目は無料で再履修できます（受講定員が超過した場合は再履修できないことがあります）。認定校や認定機関で科目再履修をご希望の方は該当校（あるいは機関）の担当者にご確認ください。
- ③認定試験合格者で、本学会セミナーの講師活動をご希望される方は、本学会の講師養成コースに進み、所定の過程あるいは条件を満たした場合に認定講師として認められます。
- ④希望者は本学会のホームページに認定者リストとして氏名、所属先が掲載されます。

## ■認定試験までの流れ

### 本学会のトレーナー養成セミナーを利用する場合

- ①本学会へ入会する。
  - ②試験内容を見て不得意科目を修得できるように受講計画を立てる。
  - ③開講セミナーを自分のペースで履修する（どの科目から履修してもかまいません）。
- ※履修終了日に科目履修修了証を発行しますので保管して下さい。
- ④認定試験受講資格（60時間）に達した時点で試験日を確認し受験申し込みをします。
  - ⑤認定試験料 15,000円を本学会へ支払います。
  - ⑥筆記試験（100問）を受けます。
  - ⑦後日、合否通知が郵送されます。

### 本学会の養成課程認定制度を利用する場合

- ①学会のトレーナー養成課程認定校に入学します。
- ②認定試験を受けるのに必要な科目（所属校によって科目名が異なります）を確認し履修します。

※所属校の科目履修が選択科目制度である場合には、この指定された科目を履修して下さい。

- ③卒業証明書（または見込み証明書）と認定試験受験申込書を本学会事務局へ提出する。

※所属校の科目履修が選択科目制度である場合には、この指定された科目を履修したことを証明する書類（履修科目証明書あるいは成績証明書）が必要です。

- ④認定試験料 15,000円を本学会へ支払います。
- ⑥筆記試験（100問）を受験します。
- ⑦後日、合否通知が郵送されます。

### 本学会が認定した指導者の特別養成指導制度を利用する場合

- ① 認定指導者に特別養成指導制を利用する相談をしてください。
- ② 認定指導者の講義、セミナー、実技指導を受講して下さい。
- ③ 認定試験受講資格（60時間以上）に達した時点で指導者から指導時間確認証明書を発行してもらいます。
- ④ 試験日を確認し（指導時間確認証明書とともに）受験申し込みをします。
- ⑤ 認定試験料 15,000円を本学会へ支払います。
- ⑥ 筆記試験（100問）を受けます。
- ⑦ 後日、合否通知が郵送されます。

### ■試験科目と内容

- 1 筋・関節・骨の解剖学と運動学（20問）
- 2 整形外科学・スポーツ傷害（20問）
- 3 運動器疾患・スポーツ傷害に対する測定評価（30問）
- 4 運動器疾患・スポーツ傷害に対する運動療法、トレーニング（20問）
- 5 その他特殊療法（徒手療法・PNF・操体法・柔道整復・リラクゼーション手技）など（10問）

※JSSR認定トレーナーテキスト（医学映像教育センター出版）の内容から出題されます。

## ■本学会認定トレーナー養成課程認定校制度

本学会が認定する医療資格・福祉資格・トレーニング指導者養成校、または養成機関などで、所定の科目を履修済み（あるいは受験年度中に履修見込みで）あれば、養成校卒業後（あるいは在学中）に認定試験を受験できる制度を言います。

注意：本学会から認定された養成校を卒業（あるいは卒業見込み）後であり、所定科目※を履修済みである場合に受験が認められます。

※所定科目とは、本学会認定トレーナー認定試験を受験するために必要な履修科目です。認定養成校によって科目名が異なります（読み替え科目の項を参照）。

### 1. 認定の対象

本学会が定める教育カリキュラムに沿った授業科目の開講されている学校教育法に基づく大学、短期大学、専門学校（専修学校専門課程設置）、または教育プログラムの実施されている学校法人以外の法人形態の団体（会社法人が経営する人材養成機関、フィットネスクラブなど）が対象となります。

※対象校・機関：主に以下のような教育機関が認定校対象となります。

- ・理学療法士、作業療法士、看護師などの資格に関する養成校
- ・柔道整復師、鍼灸マッサージ師、などの資格に関する養成校
- ・種々の団体が認定するトレーナー資格に関する養成校
- ・各種スポーツ関連の資格に関する養成校
- ・体育教員など各種教員免許資格に関する養成校
- ・健康運動指導士、健康運動実践指導者などの健康や運動の資格に関する養成校
- ・その他上記と同等な教育システムを備えた機関（事務局に相談してください）

### 2. 養成課程認定校となるメリット

養成校及び養成機関は、その名称を本学会の出版物・公式告知物等に掲載されるとともに、自ら養成校及び養成機関であることを対外的に告知できます。

本学会認定トレーナーの認定試験日程を、自ら設定でき学内あるいは機関内で受験させることができます。

### 3. 手続き

所定の申請を審査のうえ認定の可否を通知します。認定登録は5年間有効です(更新可能)。

※本学会認定トレーナー養成課程申請書類を参照

#### 4. 読み替え科目

読み替え科目（学習内容）：本会の推奨する図書に基づき（同等な内容の印刷物も可能）以下の読み替え科目を履修できる体制であること。

- ・筋、関節、骨の解剖学に相当する科目
- ・運動学に相当する科目
- ・整形外科（スポーツ傷害を含む）に相当する科目
- ・運動器疾患（スポーツ傷害を含む）の測定と評価に相当する科目
- ・運動器疾患（スポーツ傷害を含む）の治療に相当する科目
- ・運動器疾患（スポーツ傷害を含む）の運動療法、トレーニングに相当する科目
- ・運動器疾患（スポーツ傷害を含む）のその他の特殊療法に相当する科目

#### 5. 教員

養成課程認定を受ける学校あるいは施設に指導できる教員（指導員）が所属していること

- ・主任教員（指導員）の略歴
- ・認定校として認定されれば、主任教員は本学会会員となって頂きます。

#### 6. 養成課程認定申請費用

- ①審査料（一学科あたり） 20,000 円 ※申請時に必要
- ②登録料（一学科あたり） 30,000 円 ※申請審査合格の場合のみ必要で5年間有効
- ③更新登録料 30,000 円 ※登録を更新する場合（6年目）に更新料が必要になります

#### 7. 本学会認定トレーナー認定試験

##### 初めて試験を受ける場合

- ①認定試験料 15,000 円 /人
- ②試験は養成課程主任の管理の下実施されます。

##### 資格認定を更新する場合

本学会認定トレーナー資格は受験後2年間有効です。継続する場合には資格取得後2年目に更新手続きが必要です。更新手続き完了後は、永久資格となります(更新の手続き不要)。

- ③認定更新料 5,000 円

※2年間の更新時期までに、本会主催するトレーナー養成セミナーあるいは学術集会などに参加し技術や知識の維持に努めていること（更新時期までに最低1度は何れかの集会に参加して下さい）。

##### 更新手続きをしなかった場合

更新手続きをしなかった方が、数年後に再度認定を取得するには認定試験を再受験する必要があります。